施行規則の一部を改正する省令を次のように定め第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)の農林水産省令第六十八号

平成十三年三月二十七日

農林水産大臣 谷津 義男

の付表に次のように加える。 表第三十七に掲げるものを除く。)」を加え、同表別表二の五の項植物の欄中、すもも」の下に「(付 七十三号)の一部を次のように改正する。 が定める基準に適合しているものいようすももの生果実であつて農林水産大臣はを経由しないで輸入されるダジェン種のせ返を経由しないで輸入されるダジェン種のせ三十七 アメリカ合衆国から発送され、他の地 植物防疫法施行規則 (昭和二十五年農林省令第植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

この省令は、公布の日から施行する。